

## 埼玉県外国人のための環境整備事業補助金事務取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、埼玉県外国人のための環境整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象経費等（要綱第3条関係）

#### (1) 日本語学校

留学生等が通学する日本語学校は、埼玉県以外の都道府県であっても差し支えない。

#### (2) 居住地

留学生等（特定技能外国人を除く。）の居住地は埼玉県以外の都道府県であっても差し支えない。

### 3 補助金の算定方法（要綱第4条関係）

補助金の算定については、要綱第3条第1項の事業ごとに積算、基準額と比較して選定した額に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとする。

### 4 対象経費（要綱第3条第1項第4号及び第4条別表2関係）

#### (1) 要綱第3条第1項第4号のうち、コミュニケーションを促進する取組を例示すると次のとおりである。

ア 介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成に必要な経費

イ 介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費

#### (2) 要綱第4条別表2のうち、受入事業者が留学生等（特定技能外国人を除く。）の居住のために支弁している賃借料を例示すると次のとおりである。

ア 留学生等本人が住居を賃借している場合の賃借料

イ 留学生等に提供するために受入事業者が住居を賃借している場合の賃借料

ウ 受入事業者が所有している住居を留学生等に提供する場合であって、受入事業者が留学生等に請求する居住費を免除する場合の居住費相当額

エ 受入事業者が留学生等に寮を提供する場合であって、受入事業者が留学生等に請求する寮費を免除する場合の寮費相当額

#### (3) 消費税及び地方消費税は、本事業による補助金の交付の対象とならないものとする。

### 5 申請書の提出（要綱第5条関係）

#### (1) 法人による申請

該当するすべての介護事業所について、受入事業者である法人が一括して申請すること。

## (2) 申請後の取扱

申請書提出後の申請内容の変更は認めない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更は除く。

ア 留学生等の減員

イ 内容の変更を伴わない補助対象経費の軽微な変更等

## 6 交付の条件（要綱第7条関係）

### (1) 留学生の補助対象期間

介護福祉士養成施設に入学する日の属する年度の前年度の4月1日から3月末日（当該期日が土曜日又は日曜日の場合は、その直前の日）とする。

### (2) 技能実習生の居住費の補助対象期間

要綱第7条第2号の期間が2か年度にまたがる場合は、会計年度ごとに申請することとし、いずれの年度においても、申請日の属する年度内に発生し、且つ、支払いを完了した経費について補助対象とする。ただし、補助金の交付が翌年度の補助を保証するものではない。

## 7 実績報告書の添付書類（要綱第8条関係）

要綱第8条に規定する実績報告書に添付する書類を例示すると次のとおりである。

### (1) 支出を確認する書類

ア 留学生等が支払った経費の一部又は全部を受入事業者が補助した場合、留学生等が支払ったことが確認できる領収書の写し等及び受入事業者が留学生等に補助したことが確認できる領収書の写し等

イ 経費を受入事業者が直接支払った場合、受入事業者が支払ったことが確認できる領収書の写し等

### (2) 支出の根拠を確認する書類

ア 留学生等に対して受入事業者が日本語学校学費を負担した場合、日本語学校に在籍していたことが確認できる書類

イ 技能実習生又は特定技能外国人に対して日本語学校学費の補助以外の日本語学習支援やコミュニケーションを促進する取組を行った場合、実施状況が確認できる日程表、プログラム、教材、業者に委託した場合は契約書の写し等

ウ 留学生等（特定技能外国人を除く。）本人が住居を賃貸した経費を受入事業者が補助する場合及び留学生等（特定技能外国人を除く。）に提供するために受入事業者が住居を借り上げている場合、賃貸借契約書等の居住の実態及び家賃等の金額が確認できる書類

エ 受入事業者が留学生等（特定技能外国人を除く。）に住居又は寮等を提供する場合、該当事項を記載した受入事業者の規程、留学生等（特定技能外国人を除く。）及び受入事業者が取り交わした契約書の写し等

8 県が行う事後調査への協力

補助金の交付を受けた受入事業者は、本事業に関する県の事後調査に協力すること。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。